新型コロナウイルス感染症対策に係る帰県後のPCR検査実施要領(クラブチーム・その他団体)

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症対策として、コロナ禍においても安心・安全な学校教育活動が継続できるよう、クラブチーム・その他団体における活動のため、県外を訪れた児童・生徒、引率者等のうち希望者を対象にPCR検査を実施する。

2 期間

令和5年3月末まで(随時)

3 対象者

山口市内各小・中学校に通学する児童・生徒、引率者等で、県外に訪れた者のうち検査を希望する者 ※山口市内各小・中学校には、附属小・中学校を含み、山口市民であることを問わない。

4 検査費用

無料(検査キットの郵送料含む)

5 検査方法

PCR検査キットを配付し唾液採取で行う(検査一式を民間業者へ委託)

6 手順

- (1) 各クラブチーム・その他団体代表者(以下代表者という。)
- ・県外活動が行われる前にPCR検査希望者の人数を把握する。
- ・社会教育課に持参またはメール送信により、遅くとも行事実施の15日前までに、別添「PCR検査希望者数報告書」と「大会等の要項(大会名、日時、場所が分かるもの)」、「PCR検査希望者報告書児童・生徒・代表者等名簿(様式は実際に大会等に提出されている名簿可)」を提出する。
- (2) 社会教育課
- ・各代表者から(1)の提出を受け、受託業者に発注する。
- (3) 受注した受託業者
- ・代表者宛に、当該検査希望者数報告分の I D一覧表をメール送信し、あわせて「検査キット」と「ご利用ガイド」を郵送する。

(4) 代表者

- ・受託業者から I D一覧表が届き次第、エクセルファイルに希望者名等を入力する。
- ・受託業者から検査キットが届き次第、報告済みの各希望者に対し、保護者向け案内文書、該当する I Dの検査キットとPCR検査確認書、同意書、検査申込書兼問診票、PCR検査利用規約、PCR検査依頼規約を配付する。
- (5) 団員・引率者等
- ・代表者に対し、検査希望を取り下げる場合でも、PCR検査確認書を提出する。
- ・ 県外から帰県後に検体を採取し、検体採取後の検査キットと同意書、検査申込書兼問診票を受託業者の住所が明 記され切手が貼付された箱に同封し、各自で受託事業者に郵送する。
- ・検査をしない場合は、未使用の検査キットを代表者に返却する。

(6) 代表者

- ・受託業者と社会教育課に対し、実施者等が記載された I D一覧表をメール送信する。
- ・社会教育課に未使用の検査キットを持参する。

(7) 受託業者

- ・医療機関を通じて、受領した検体を検査し、当該結果を次のとおり社会教育課へ報告する
 - ① 結果が「陰性」の場合は、文書報告のみとする。
 - ② 結果が「陽性」の場合は、電話連絡する。(後日、改めて文書で報告する。) ※医療機関は、当該被験者の保護者へ問診の連絡を行う。
- ・症状確認後、当該所在地の保健所へ「新型コロナウイルス感染症 発生届」を提出する。 ※社会教育課は、保護者に対し行動制限に関わるお願いと、保健所からの指示に従うことを伝える。

7 その他

(1) 代表者は、PCR検査確認書に記載された個人情報の保護・取扱いには十分注意すること。 なお、回収した「PCR検査確認書」は各団体で保管し、後日、社会教育課が回収する。